

川崎市環境審議会について

1 根拠条例

川崎市環境基本条例（平成3年川崎市条例第28号）

2 目的と所掌事務

(1) 目的及び設置（条例第13条第1項）

環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するほか、環境の保全に関する重要事項について専門的に調査審議するため、川崎市環境審議会を置く。

(2) 所掌事務（条例第13条第2項）

審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

ア この条例その他環境の保全に関する条例によりその権限に属させられた事項

（ア）環境目標値の設定に関すること。（条例第3条の2第1項）

（イ）環境基本計画の策定等に関すること。（条例第9条第1項）

（ウ）環境基本計画年次報告書に関すること。（条例第9条の2第2項）

（エ）環境調査を行うために必要な指針の作成に関すること。（条例第12条第2項） 他

イ その他環境の保全に関し市長が必要と認めた事項

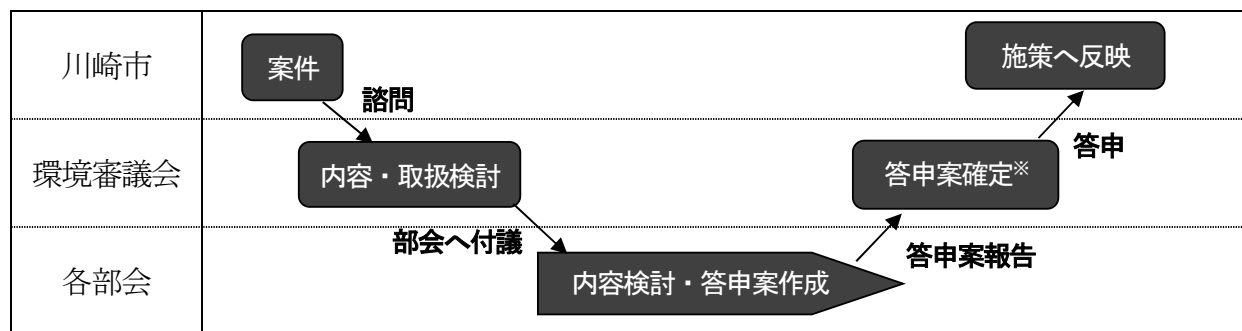
(3) 部会（条例第13条第10項）

審議会は、規則で定めるところにより、部会を置くことができる。

3 会議運営（施行規則第13条、14条）

- (1) 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- (2) 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。
- (4) 審議会は会長が招集し、その議長となる。

4 諮問案件の審議の主な流れ



5 開催スケジュール（予定）

		開催時期	主な議題
令和8年度	第1回	5月	(中間報告) 川崎市緑の基本計画の改定について
	第2回	3月	(答申案審議) 川崎市緑の基本計画の改定について (報告) 令和8年度環境白書
令和9年度	第1回	5月	(諮問) (仮) 今後の土壌汚染対策の考え方について※
	第2回	10月	(答申案審議) (仮) 今後の土壌汚染対策の考え方について※
	第3回	1月	(報告) (仮) 川崎市緑の基本計画改定案について (報告) 令和9年度環境白書

※ 土壌汚染対策法改正の動向により変更となる場合があります